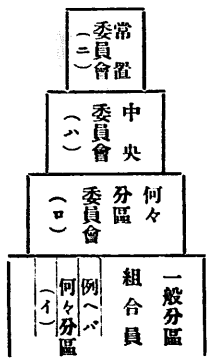


芝浦労働組合同規約

第一章 名稱及目的

- 第一條 本組合ヲ芝浦労働組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ宣言、綱領、決議ノ遂行ヲ以テ目的トス
- 第二章 組合員及組織機關
- 第三條 本組合員ハ芝浦製作所ニ現職スル日給従事者タルヲ要ス
- 第四條 本組合ノ組織左ノ如シ



- (イ) 組合員
- (ロ) 分區委員
- 一、分區委員ハ分區組合員ヨリ選舉ス任期及其他ハ分區自治制トス
- (ハ) 中央委員ハ各分區ヨリ貳名互選ス
- (ニ) 常置委員ハ中央委員ヨリ互選ス
- 一、各委員ノ任期ハ六ヶ月トス 但シ再選ヲ妨グズ
- (ホ) 分區總會ハ中央委員會必要ト認メタル時亦分區組合員三分ノ一以上必要ト認メタル場合分區總會ヲ召集スル事ヲ得
- (ヘ) 中央委員會ハ常置委員會必要ト認メタル時又ハ中央委員三分ノ一以上必要ト認メタル場合召集スル事ヲ得
- (ト) 組合員總會ハ毎年一回召集ス其他中央委員會必要ト認メタル時又ハ組合員三分ノ一以上必要ト認メタル場合臨時總會ヲ召集スル事ヲ得 但シ總會ノ重大問題ハ一般記名投票ニテ決ス
- 第三章 組合員ノ權限及義務
- 第五條 組合員ハ第四條及組合ノ凡テノ問題ニ對スル審議權及選舉權ヲ有ス
- 第六條 組合員ハ組合費一ヶ月金貳拾錢負擔ノ義務アルモノトス
- 第四章 會計及會報
- 第七條 組合費ハ各分區委員徵集シ毎月五日迄ニ中央會計部ニ納附スルモノトス中央會計部ハ毎月十日迄ニ整理シ中央委員會ノ査監ヲ經テ之ヲ會報ニテ報告スルモノトス
- 第八條 會報ハ毎月一回會務ヲ報告ス

大正十年十一月

宣言

吾人は何者も所有しない無産労働者として、生れながらに油とゴミの中に生活の苦しみを實感して居るものである。
 吾人の此の黒手は生産者として尊き社會の總ての富を創造して居る。
 見よ!!! 吾人の生活に必要な、光も、熱も、隣人の衣も、住家も、皆な血と汗と涙の結晶であることを!!!
 然るに吾人は、社會人として得る何物もないのだ、吾人の黒手に依つて生産した富は資本家の豊饒する處となつて吾人は常に其生活を脅されて居る。
 友は瘦せ衰へ、慈父は老の身に槌を振ひ、吾が娘は青春の美しさを暗き工場にアイク、嗚呼なんたる慘ぞ。友よ、如何にしてか此の苦の範疇より脱せん。
 吾人生産者は飽くまでも、文明的社會の人體面を保つべき生存の權利あることを主張せざるを得ない。
 夫れ吾人の熱力は何をか求めんや。
 『萬國の労働者よ、團結せよ』是れ即ち吾人の偉力である。
 諸君よ、全力を擧げて諸君の後援と監視の下に、中央委員會の抵抗と其の運用とに意義あらしめよ。

大正十年十一月

芝浦労働組合

綱領

- 一、人類共存の大義を尊重す。
- 大正十年十一月

決議

- 一、吾人労働者の利害と面目とは中央委員會の抵抗と運用とに依つて保たれん事を期す。

大正十年十一月

芝浦労働組合